

## 全国高等学校統一用紙 応募書類その1(履歴書)の作成におけるパソコン等の使用について

千葉県では令和6年度(令和7年3月新規高等学校卒業予定者)から、全国高等学校統一用紙の応募書類その1(以下、「履歴書」と表記します。)の作成方法について下記のとおり「手書き」のほか、「パソコン等による作成」を選択できることとし、「令和6年度千葉県高等学校卒業予定者に係る確認・申合せ」に明記しました。

記

**千葉県内の公共職業安定所(ハローワーク)で受付し、確認印が押されている求人票(高卒)について**

- ①手書きによる作成
- ②パソコン等による作成

上記のいずれかを、**生徒が選択する**ものとする。

**作成の方法によって不利益な取り扱いを行わないこと。**

## パソコン等による履歴書作成にあたって注意事項

### ●履歴書の項目や用紙サイズについて

「令和6年度千葉県高等学校卒業予定者に係る確認・申合せ」で項目やサイズの変更不可を明記しております。作成方法がパソコン等によるものが選択できるのみで**項目やサイズは変更しないでください。**

### ●履歴書のフォーマットについて

千葉労働局ホームページ内の「求人申込み手続きや正しい求人活動のルールのご案内」ページから取得できます。(上記ページへのリンク→)



ご不明な点については、千葉県内ハローワークまたは千葉労働局職業安定課にお問い合わせください。